

真庭木材青年協議会定款

第1章 総 則

第1条 名 称

本会は真庭木材青年協議会と称する。

第2条 事 務 所

本会の事務局は副会長を担当する会員の会社内に置く。

第3条 目 的

本会の目的は次の通りとする。

- (1) あらゆる木材に関する諸問題を調査研究して他の木材諸団体と協力し木材界の正しい発展を図る。
- (2) 真庭木材青年協議会を通じ会員の連携を図り対外親善を助長する。

第4条 運 営

- (1) 総会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (2) 定例総会は年に2度、1月と11月に行う。
- (3) 役員を選任、予算・決算等の承認等は総会を開催し、出席者の過半数の同意をもって決定する。
- (4) 諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- (5) 本会は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

第5条 事 業

本会はその目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 木材に関する研究、並びにその改善に関する研究実施。
- (2) 木材界への奉仕及び木材界の諸問題に関する事業。
- (3) 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する行事の開催。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第6条 設立年月日

本会の設立年月日は1973年（昭和48年）10月1日とする。

第2章 会員・会費

第7条 会員の資格

会員は真庭圏域で木材関連産業に従事する者とする。

本会に入会を希望する者は1年以上本会に在籍の会員1名以上の責任ある推薦により所定の手続きにより申し込む。入会の承諾は、理事会の決定による。

会員は、総会に於いて1個の表決権を有し本会役員及び部員に選任される資格を有する。

定年制 定年は、満45才をもって、定年とする。

第8条 会 費

会員は毎年度所定の納期に会費を次の通り納付しなければならない。

会 費 40,000円

納 期 当該年度の3月末日

第9条 退 会

退会を希望する会員は総会の承認を得る。中途退会の場合は普通例会を臨時総会として退会を図る。年度の途中で退会しても既納の会費は返還しない。又会費納入前に退会を届け出てもその年度の会費は納入しなければならない。

第10条 除 名

会員が次の各項の一に該当する時は理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の体面を傷つけ、又趣旨に反する行為のあった場合
- (2) 会費納入の義務を履行しない場合
- (3) 出席義務を履行しない場合
- (4) その他会員として適当でないと認められた場合

第3章 会 合

第11条 例 会

本会は原則として、各月に例会を開く。

第12条 総 会

総会は年2回とし11月に役員選出総会と1月に通常総会を行う。

第13条 総会の決議事項

次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支決算の承認
- (3) 役員選任及び解任
- (4) 本会の解散及び残余財産の処分方法の決定

第4章 役 員

第14条 役員の種類

本会に次の役員を置く。

直前会長	1 名	会 長	1 名
副 会 長	1 名	会 計	1 名
理 事	6名以上	監 事	2 名

第15条 役員選出規定

- (1) 会長の選出に関し理事会をもって選出委員会とする。選出委員会の委員長は会長がこれにあたる。選出委員は委員会を開いて次期会長を選出する。

